

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則 第4条(2)に関する陳情

〔願意〕

「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例施行規則」第4条第2項では、ゴミ収集ステーションの設置について「おおむね10世帯から20世帯ごとに1か所」と定められていますが、戸建て住宅地では「2世帯(2戸)以上で1か所」との規定へ改正することを求めます。「2世帯(2戸)以上」および上限を設けない点は、港区の規定を参考としました。

※「2世帯(2戸)以上で1か所」が適切と考えますが、議会での協議によって世帯数を調整する方法も有効だと考えます。その場合は、輪番制の移動式ゴミ収集ステーションの経験者がいることが望ましいです。

※四條畷市(しじょうなわてし)や阿南市(あなんし)のような戸別収集方式を導入すれば、ゴミに関するさまざまな問題は一挙に解消されます。しかし、船橋市長は大きな制度変更を避ける傾向があるように見えます。そのため、現実的な改善策として、世帯数の縮小を提案いたします。

〔理由〕

理由1

固定式のゴミ収集ステーションが無い地域では、1年ごとにステーションを隣家へ移動させる輪番制が採用されています。しかし、各家の塀の長さや構造は様々で、ゴミを置けるスペースが狭い場合が多く、そこに10～20世帯分のゴミが集中すると山積みになります。

※収集の休業があると、山積みの規模は大きくなります。

※細い歩道上で山積みになると、通行が困難になるおそれがあります。

※自動車が1台しか通れない狭い道路では、山積みが通行の支障になります。

※ゴミネット/3m×4mで全てのゴミ袋を完全に覆うには、10世帯以下が望ましいです。(予備ネットを使用する方法もありますが、収納力ゴは大型タイプが必要です。)

※山積みにより通気性が悪化し、生ゴミの匂いがこもります。その匂いに引き寄せられ、カラスや猫が集まり、ネットで覆っていても荒らされることがあります。(カラスは嗅覚が弱いとされていますが、匂いを頼りに生ゴミを掘り出す個体も確認されています。)

理由2

人々の生活スタイルは多様であり、掃除当番のルール決めにおいてしばしばトラブルが発生します。

輪番制の移動式ゴミ収集ステーションでは「掃除当番1年間形式」が最も合理的ですが(詳細は2ページ目の「参考情報」参照)、運用方法をめぐって意見が対立することがあります。

世帯数を少なく設定しておけば、生活スタイルが似た人同士でグループを組みやすくなり、近隣トラブルの発生も抑えられると考えます。